

福県医発第112号(地)
平成17年 4月15日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



中四国薬剤師医師国民健康保険組合の一部負担金割合の変更について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 変更内容

現 行		改 正 後	
70歳以上	10分の1	70歳以上 一定所得未満	10分の1
		70歳以上 一定所得以上	10分の2
上記以外	10分の2	3歳未満	10分の2
		上記以外	10分の3

2. 施行年月日

平成17年4月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(公印省略)

17国援第79号
平成17年4月11日

福岡県医師会長 殿
福岡県歯科医師会長 殿
福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

中四国薬剤師国民健康保険組合の一部負担金割合の変更について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、岡山県保健福祉部長から通知がありましたので、お知らせします。





長寿第1614号

平成17年3月30日

各都道府県国民健康保険主管部（局）長 殿

岡山県保健福祉部長

（公印省略）

中四国薬剤師国民健康保険組合の一部負担金割合の変更について（通知）

このことについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により認可したのでお知らせします。

変更内容等は以下のとおりですので、関係機関への周知についてよろしくお願いします。

記

1 保険者名

中四国薬剤師国民健康保険組合

2 変更内容

現 行	変 更 後
(一部負担金) 第12条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、組合員及び世帯員である被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）は、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 2 次号に掲げる場合以外の場合 10分の2 3 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときを除く。） 10分の1 4 看護及び移送につき療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、理事会の認定した額とする。	(一部負担金) 第12条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1 次号から第4号に掲げる場合以外の場合 10分の3 2 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 3 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1 4 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2 5 看護及び移送につき療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、理事会の認定した額とする。

3 施行年月日

平成17年4月1日

